

氏名	大石太郎
----	------

<p>(論文内容の要旨)</p> <p>本論文は、人間の倫理的行動特にグリーンコンシューマー行動の経済理論的位置づけや社会的意義の経済的解明を試みた労作であり、以下に示す5つの章と、序論および結論から成る。ヘドニック価格法を用いた土地・住宅評価に関する補論が付け加えられている。</p> <p>第1章「環境経済学と倫理の関係についての考察」では、本論文における基本的分析視角が説明される。環境経済学と倫理学の接点について考察がなされ、環境経済分析は、経済学者が経済主体である消費者の価値形成を分析する過程である「価値の形成過程」と、経済学者が消費者の持つ価値形成の実際の分析結果に基づき政策意思決定を行う過程である「価値の利用過程」の2つの過程において倫理学との接点を持つことが示される。</p> <p>第2章「合理的選択における倫理的行動の描写方法」では、経済理論における消費者の倫理的行動の定式化のための方法が既存研究の批判的検討に基づいて吟味される。経済理論が拠って立つ合理的選択の分析枠組みに基づく倫理的行動を描写する方法として、「選好（効用）としての倫理」と「制約としての倫理」の2つの定式化が存在することが抽出される。環境問題における人間行動の定式化として、ある個人の効用関数の中に、将来世代や他の個人の効用関数を導入することによって定式化する「選好（効用）としての倫理」に基づく方法についてはすでに数多くの研究蓄積が存在するが、「制約としての倫理」に基づく方法については研究蓄積が少ないという現状が広範に渉猟された文献の批判的吟味に基づいて指摘される。</p> <p>第3章「合理的選択と制度的制約」では、消費者が倫理的規範などの制約としての倫理を含む制度的制約に直面しているときに、そうした制約を考慮せずに既存の顕示選好理論が適用されると導き出された選好の信頼性は低くなることが理論的に示される。結果として、人間の環境倫理的行動を分析する上で「制約としての倫理」概念の意義と課題が明らかにされる。</p> <p>第4章「グリーンコンシューマリズムの部分均衡分析」では、グリーンコンシューマー行動が「制約としての倫理」概念を用いて定式化され、グリーンコンシューマー行動によって実現される社会的余剰が算出される。部分均衡分析の枠組みのもとで「制約としての倫理」概念をグリーンコンシューマリズムの定式化に用いる論拠が説明される。さらにグリーン購入法において国民の責務が明記されたという事実が個人が好んでそうするという「選好（効用）としての倫理」というよりも、むしろ「制約としての倫理」によってより適切に表現され</p>
--

うる例証として挙げられる。

第5章「日本におけるグリーンコンシューマー行動意向の規定要因」では、国際社会調査プログラム（ISSP）の1993年および2000年の公開2次データ2項ロジスティック回帰分析を用いて分析され、日本の消費者のグリーンコンシューマー行動意向の規定要因とその変化が明らかにされる。その結果、地球温暖化防止京都会議など環境問題がマスメディアで大きく報道された1997年前後に、人々のグリーンコンシューマー行動意向の規定要因も変化していることが確認され、グリーンコンシューマリズムの実現のために市民的な義務の観点から環境教育等を問い直す必要が生じつつあることが指摘され、結論とされる。

補論「住宅市場における単身世帯と家族世帯の相違－大阪市淀川区を対象にしたヘドニック分析－」では、大阪市淀川区における単身世帯用と家族世帯用の賃貸マンション物件の各々のデータに対してヘドニック分析が適用される。その結果、世帯間の選好の違いとその住宅政策上の含意が導出され、補論とされる。

氏名	大石太郎
----	------

(論文審査の結果の要旨)

生産過程だけでなく消費過程から生じる環境問題の比重が高まるにつれて、グリーンコンシューマリズムなど消費活動に環境倫理的要素が求められるようになった。それゆえ人間の環境倫理的行動の意義や社会的役割は認められてきたが、議論が規範的になりがちなこともある。これに対して著者は、人間の環境倫理的行動の経済理論的基礎付けを行うとともに、日本におけるグリーンコンシューマー行動意向の規定要因を解明するなど、今後の環境倫理的行動の経済学的研究に関する共通の基礎となるべき研究成果をあげた。この点は本論文の基本的な特徴であり、貴重な学術的貢献である。

研究の成果として評価しうる諸点を示せば次のようになる。

第1に、日本におけるグリーンコンシューマー行動意向の規定要因に時系列的に変化があることを定量的に明らかにしたことである。それ自体貴重な実証研究の成果であるが、社会的有効性というだけでなく市民的な感覚も重視すべきという消費者教育・環境教育上の示唆も貴重であり、学術的貢献として高く評価できる。環境倫理的行動に関する国民の責務について明示しているグリーン購入法とも整合的であり興味深い。

第2に、市民の環境倫理的行動としてのグリーンコンシューマー行動の意義を経済理論的に論証したことである。具体的には少なくとも特定の条件下で外部不経済の解消に貢献するものとして解釈できることを示したことである。グリーンコンシューマー行動を通じて、消費者が企業に対して働きかけることで、環境配慮的な生産を行うためのインセンティブを与えることができるという論理は既存研究においても指摘されているが、そうしたメカニズムを部分均衡分析の枠組みを用いて理論的に定式化したことはこの論文において初めて試みられたことであり、学術的意義は大きい。

第3に、消費者の環境倫理的行動の定式化として、ある個人の効用関数に将来世代や他の個人の効用関数を導入する「選好としての倫理」に基づく方法に対して、消費者が制度的制約に直面している時にそうした制約を考慮しないで顕示選好理論が用いられると誤った選好結果を導き出しかねないことを理論的に示し、「制約としての倫理」に基づく方法の意義と重要性を明示したことである。この「制約としての倫理」の概念をグリーンコンシューマリズムの定式化に用いたアイデアを本論文固有のものであり、学術的貢献として高く評価できる。

同時に、本論文は優れて現代的でかつ、未開拓な分野の先駆的な研究であるだけに、研究全体の進展にも待つべき、幾つかの論点が残されている。まず挙げられるのが、環境倫理的規範が課された場合にどのような変化が生まれるかだけでなく、そうした倫理的規範の形成過程を解明する課題である。そもそも環境倫理的規範の外部不経済の大きさとの関係も明らかにされなければならない。また、グリーンコンシューマー行動のジェンダー・バイアスも検討する必要があるだろう。

しかしながら、これらの課題は、著者が提起し、理論的・実証的に解明した環境倫理的行動の経済学的研究の先駆性と、それによってもたらされた貴重な学術的貢献を何ら損なうものではない。

よって、本論文は、博士（経済学）の学位論文として価値あるものと認める。尚、平成21年6月15日、論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。